

## 特定非営利活動法人の認証及び認定において行政が管理する情報の開示状況

	書類、資料	主な内容の項目	認証／認定	提出時期	閲覧				行政ホームページ		
					閲覧の可否	閲覧場所	閲覧できる期間	法的根拠	印刷	入力主体	検索機能
設立認証時に必要な情報	認証申請に必要な書類	定款、役員名簿、設立趣意書、事業計画書、収支予算書	認証	申請時	○ (縦覧)	所轄庁	2か月間	特定非営利活動促進法	○ (団体名称、申請内容、受理日、代表者名、主たる事務所、従たる事務所、目的)	所轄庁	一覧表
事業報告書等	定款	団体名称、目的など	認証及び認定	毎年度	○ *3	所轄庁	特定非営利活動促進法及び租税特別措置法	特定非営利活動促進法及び租税特別措置法	○ (PDF:印刷不可、一部の府県では印刷可)	特定非営利活動法人が作成、所轄庁へ書面で提出(ホームページには所轄庁(内閣府、一部の都道府県)がPDF化し、アップロードする)	○ (内閣府、一部の都道府県)
	登記に関する書類の写し	団体の住所など									
	認証に関する書類の写し	(定款変更認証)									
	前事業年度の役員名簿 *1	役員の名簿と住所									
	前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿 *1	社員の名簿と住所									
	事業報告書 *1	事業内容とその成果など									
	収支計算書 *1	経常収入、経常支出など									
貸借対照表 *1	資産、負債など										
財産目録 *1	所有する財産										
認定に必要な書類	認定申請書及び添付書類、事業年度報告書	特定非営利活動法人名称、代表者名、事務所所在地、認定要件を満たす旨の記載など	認定 *2	申請時・毎年度	○ *3	所轄庁	認定特定非営利活動法人の主たる事務所(認定申請書及び添付書類等一部書類除く)及び認定特定非営利活動法人の所轄税務署	租税特別措置法	○ (認定特定非営利活動法人名、事務所所在地、代表者名、認定有効期間、事業目的、特定非営利活動の種類)	国税庁	一覧表
	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	寄附金を充当する予定の事業内容等		申請時							
	役員報酬又は従業員給与の支給に関する規程	特定非営利活動法人の報酬、給与規定		申請時・変更時							
	助成金の支給に関して国税庁に提出した書類の写し	支給対象者、支給金額、助成対象の事業など		都度							
	海外への送金等に関して国税庁に提出した書類の写し	海外への送金金額、使途など									

\*1 内閣府から書式例が示されている。

\*2 認定の有効期間は5年間であり、更新制度はないため、継続して認定特定非営利活動法人とするためには、改めて申請する必要がある。

\*3 認定に必要な書類のうち、寄附者名簿については、閲覧の対象となっていない。